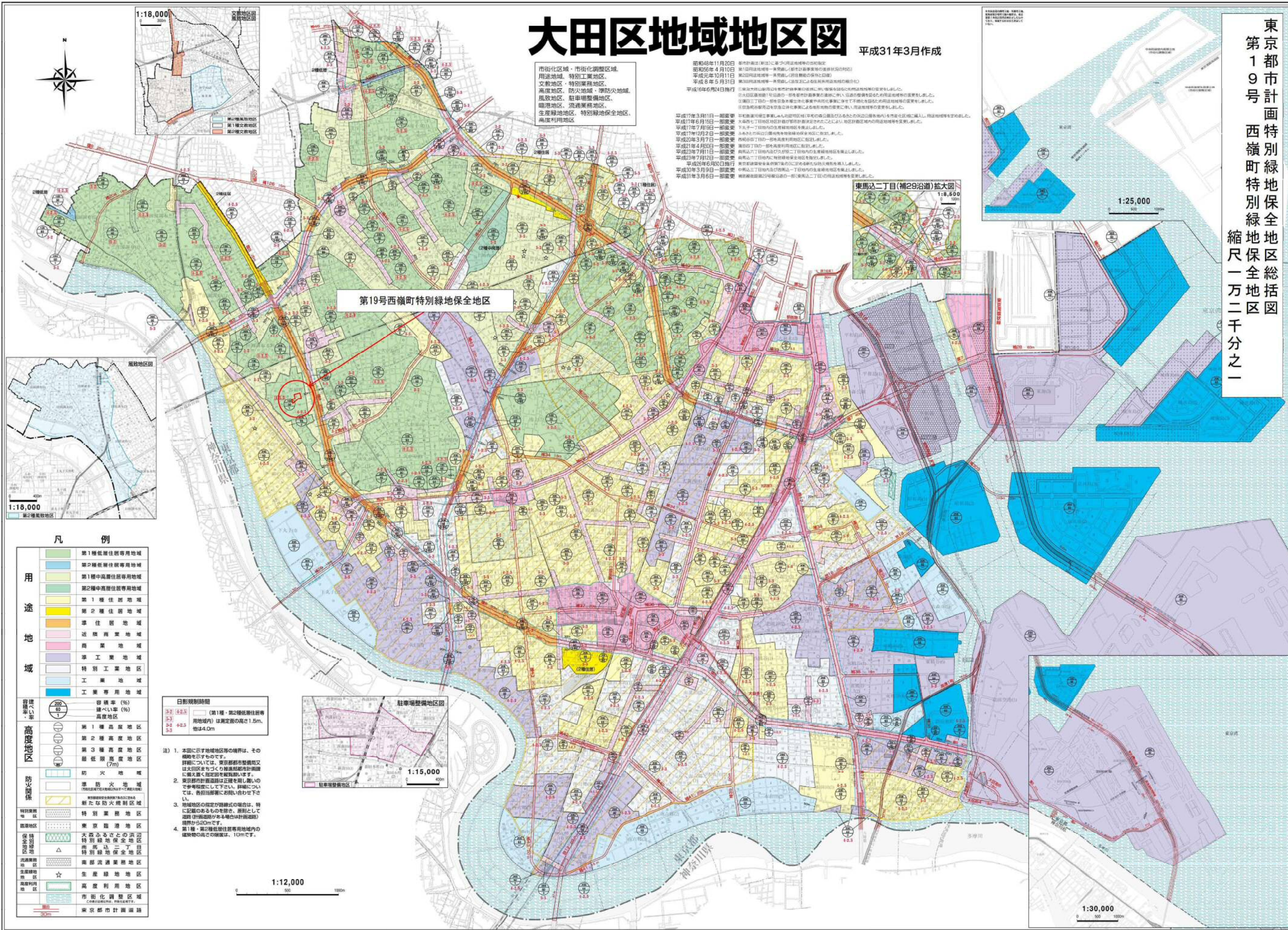


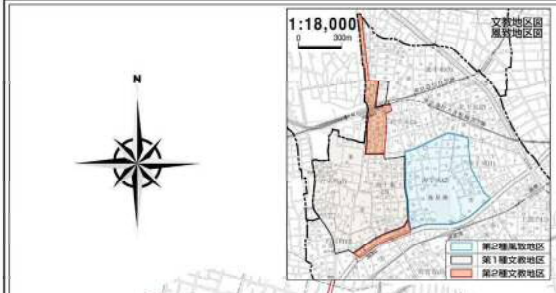
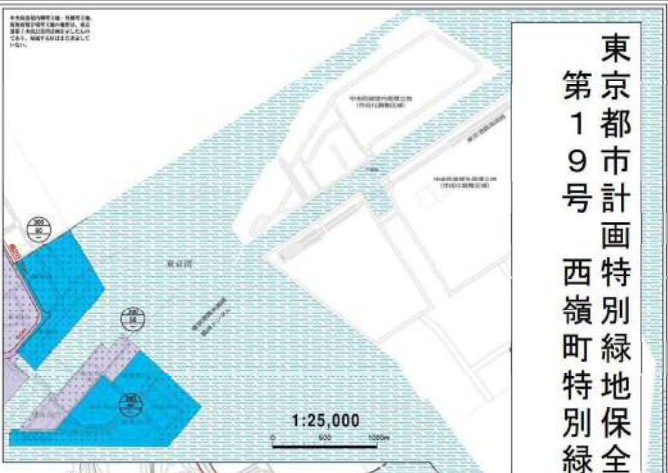
大田区地域地区図

平成31年3月作成



市街化区域、市街化調整区域、用途地域、特別工業地区、文教地区、特別業務地区、高度地区、防火地域、準防火地域、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区、流通業務地区、生産緑地地区、特別緑地保全地区、高度利用地区

昭和48年11月20日 第1種低層住居専用地域
昭和56年4月10日 第2種低層住居専用地域
平成元年10月11日 第1種中高層住居専用地域
平成8年5月31日 第2種中高層住居専用地域
平成17年6月15日 一部変更
平成17年7月19日 一部変更
平成17年12月2日 一部変更
平成20年3月7日 一部変更
平成21年4月5日 一部変更
平成23年7月11日 一部変更
平成23年7月12日 一部変更
平成25年6月30日 施行
平成30年3月9日 一部変更
平成31年3月6日 一部変更



東京都計画特別緑地保全地区総括図
第19号西嶺町特別緑地保全地区
縮尺一万二千分之一

凡例	
用途地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	特別工業地区
	工業地域
	工業専用地域
日影規制	容積率(%) 建ぺい率(%) 高度地区
高度地区	第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区 最低限高度地区(7m)
防火関係	防火地域 準防火地域 新たな防火規制区域
特別業務地区	特別業務地区
臨港地区	東京臨港地区
緑地地区	大森ふるさと公園 特別緑地保全地区 東馬込二丁目特別緑地保全地区
流通業務地区	南部流通業務地区
生産緑地地区	生産緑地地区
高度利用地区	高度利用地区
	市街化調整区域
	東京都計画道路

日影規制時間
3.2 4.2.5
3.3 4.2.5
3.5 4.2.5

注1. 本図に示す地域地区等の境界は、その概略を示すものです。
詳細については、東京都都市整備局又は大田区まちづくり推進部都市計画課に高尺図を提出してご確認ください。
注2. 東京都の許容日影率は正確を期し、この図で参考値として下さい。詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。
注3. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(自前道路)から指定区域の境界から20mです。
注4. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの制限は、10mです。